

酸化チタンに関する許容濃度等

	総粉じん	吸入性粉じん	ナノ粒子	備 考
日本産業衛生学会 許容濃度(1981年)	4 mg/m ³	1 mg/m ³	—	各種粉じんを3種類に区分し、じん肺防止の観点から設定した許容濃度をあてはめている。酸化チタンの有害性を直接の根拠とはしていない。
ACGIH TLV(1992年)	10 mg/m ³	—	—	TLVの勧告に当たって、特に粒子サイズの指定はない。気道の炎症、肺等の負荷の可能性を最小限にするために勧告。(ラットの吸入ばく露試験結果等が根拠)
経済産業省委託研究 許容ばく露濃度 (2011年)	—	—	0.6mg/m ³ (吸入性粉じん として)	「ナノ粒子特性評価手法の研究開発」報告の中で提案予定10年程度のうちに見直すことを前提とした時限付き提案吸入性粉じんを対象として測定を行うことにより作業環境を管理実験動物の3ヶ月吸入ばく露試験結果のNOAELより導出
NIOSH REL(2011年)	—	2.4mg/m ³	0.3mg/m ³ (Ultrafine)	肺がんのリスクを1/1,000以下とすることとして勧告 NIOSHの吸入性粉じんの測定法により測定(必要に応じナノ粒子の識別等を追加実施) 注: Ultrafineは、一次粒子径が100nm未満のもの
UK WEL (2005年)	(Total inhalable) 10 mg/m ³	4 mg/m ³	—	
(参考) 粉じんの管理濃度	—	3 mg/m ³	—	対象: 酸化チタンを袋詰めする作業場 (粉じんの珪酸含有率: 0%)